

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 （06-6469-7955） 東部市場 （06-6756-3901） 南港市場 （06-6675-2010）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	関連事業に係る施設の使用許可申請
概 要	関連事業者が使用する場内施設は、市長に使用の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第57条第1項から第4項（昭和46年条例第40号） 中央卸売市場業務条例施行規則第47条（昭和47年規則第7号） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第48条（昭和47年規則第8号） （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 施設の使用許可に関する要綱 （中央卸売市場 本場・東部市場各場担当窓口） 施設の使用許可等に関する要綱 （中央卸売市場 南港市場担当窓口）
審査基準	◎使用許可を受けるためには、申請者が関連事業の承認を受けていることが必要です。 ◎申請に基づき、施設の場所を指定し、使用を許可します。 ◎保証金を預託した後でなければ施設の使用を開始してはいけません。 ◎施設使用許可を受けようとする申請場所及び用途が、承認を受けた業務を行うにつき適切な場所及び用途であることが必要です。
標準処理期間	2 週間～ 1 か月（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html
備 考	—